平成２３年（フ）第３６３号
神戸市垂水区塩屋北町２丁目６番13号
債務者　山本　正治
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８２号
兵庫県尼崎市富松町４丁目39番36―205号
債務者　大﨑みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目11番１―312号
債務者　北窓　朝子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４１号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―1323号
債務者　山田　博子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８８２号
広島市南区東雲２丁目18番29―507号
債務者　星山亜紀奈こと須賀亜紀奈こと　李亜紀奈
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０３号
広島県安芸郡海田町稲葉12番20―14号
債務者　カー塗装イケガミこと　池上　和繁
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０４号
広島県安芸郡海田町稲葉12番20―14号
債務者　カー塗装イケガミこと　池上　和子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１８号
広島市安芸区矢野西５丁目１番29―403号
債務者　新田ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１号
広島市中区舟入中町４番19―101号
債務者　高松　直茂
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４号
広島市安佐南区長楽寺１丁目25番１―203号
債務者　滝口　圭介
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６号
広島市西区南観音２丁目１番18―205号
債務者　田原泰明こと　朴　　泰明
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７号
広島市佐伯区利松１丁目24番８―403号
債務者　佐々木誠一
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５号
福岡県久留米市青峰１丁目19番20031号
債務者　中村　勝美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１０７号
宮崎市大字小松847番地１
債務者　中村　儀忠
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４号
鹿児島県鹿児島市常盤２丁目16番３号
債務者　谷川勇五郎
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2400番地93
債務者　岩川美由紀
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０号
宮城県大崎市古川西荒井字東田308番地１
アイコーポＡ棟、従前の住所宮城県大崎市古川江合寿町３丁目４番20号　コーポレーション藤202号
債務者　中嶋　大樹
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目42番13号
債務者　髙橋　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
秋田地方裁判所大曲支部